

京都市立芸術大学大学院美術研究科小委員会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年3月28日一部改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本研究科に常置される小委員会の種類、権限、任務、構成及び運営については、この規程の定めるところによる。

(種類)

第2条 本研究科に次の小委員会（以下「委員会」という。）を常置する。

人事組織委員会、教務委員会、予算委員会、入試委員会、学生委員会、広報委員会、国際交流委員会

2 前項に掲げる以外に研究科委員会は、必要と認める委員会を臨時に置くことができる。第5条から第19条までの規定は、臨時委員会にも準用する。

(所管事項及び構成)

第3条 各委員会の所管に属する事項については、それぞれの委員会に関する章で定め、人事組織委員会を除き、6専攻13分野から選出された委員各1名及び学科目担当教員から選出された委員若干名をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引続き3年を超えることはできない。

(権限、任務)

第5条 委員会は、それぞれ所管に属する事項並びに研究科委員会から付託された事項につき原案を作成し、その内容を研究科長に報告した後、研究科委員会に提出し、その決議に従って執行にあたる。

(正副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 人事組織委員会委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は委員長の指名又は委員の互選によって定める。

3 その他委員会委員長及び副委員長は、人事組織委員会の指名によって定める。

(招集及び議長)

第7条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は委員の3分の1以上の要求があるときは、委員会を招集しなければならない。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(定数及び議決)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数による。

(代理者)

第9条 委員に止むを得ない事故があるときは、代理者がその職務を代行することができる。

2 代理者は、審議にさきだち委員会の承認を得るものとする。

(研究室教員の出席)

第10条 委員会に委員を出していない研究室の教員は、予め委員会の承認を得て委員会に出席し、発言することができる。ただし、採決には加わらない。

(研究科長の出席)

第11条 研究科長は、必要と認めたとき、委員会の承認を得て委員会に出席し、発言することができる。ただし、採決には加わらない。

(意見聴取)

第12条 委員会は、その審議の内容に応じて、他の委員会及び各研究室の意見を聴取しなければならない。

(委員以外の出席)

第13条 委員会は必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

2 委員以外の者は、委員会の承認を得て、発言することができる。

(合同会議)

第14条 委員会は必要と認めるときは、他の委員会と協議して、合同会議を開くことができる。

(分科会)

第15条 委員会は必要と認めるときは、分科会を設けることができる。

(少数意見の留保)

第16条 委員会は、委員会において少数のため廃棄された意見で、他の出席者1名以上

の賛成があるものを、少数意見として留保することができる。

(研究科長への報告)

第17条 委員会が事項の審議又は調査を終わったときは、その結果を委員長から研究科長に報告しなければならない。

(記録)

第18条 委員会の記録は、副委員長又は副委員長が指名した者がこれにあたる。

(事務処理)

第19条 委員会の事務は、教務学生課又は連携推進課が行い、委員会ごとの事務の所管は別に定める。

第2章 人事組織委員会

(担当, 審議事項)

第20条 人事組織委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 教員の採用及び昇任に関する事項
- (2) 人員構成に関する事項
- (3) 委員会の正副委員長の選出
- (4) 委員の選考に関する事項
- (5) 教育、研究の組織及び制度に関する事項
- (6) 研究科委員会内の諸規定に関する事項
- (7) その他教員の人事に関する事項

2 人事組織委員会の構成、被選挙権、選出方法並びに学部長の出席については、京都市立芸術大学美術学部委員会規程第19条から第22条までを準用する。この場合において、規程中、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第3章 教務委員会

(担当, 審議事項)

第21条 教務委員会は、本研究科の教育全般が適切かつ円滑に行われるために、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 教科課程に関する事項
- (2) 授業科目の編成及びその実施に関する事項
- (3) 担当教員に関する事項

- (4) 学年暦及び履修要項に関する事項
- (5) 単位の認定，修了の認定手続き及び学籍に関する事項
- (6) 研究発表の企画，運営に関する事項
- (7) 旧音楽高校教室の使用調整に関する事項
- (8) 特別授業の立案・運営に関する事項
- (9) その他教務に関する事項

第4章 予算委員会

(担当，審議事項)

第22条 予算委員会は，本研究科の施設，設備，資料の充実と教育と研究経費の適正かつ自主的な運用を図るため，次の事項を担当し，審議する。

- (1) 施設・設備の整備及び利用に関する事項
- (2) 施設・設備の長期的整備計画に関する事項
- (3) 研究資料の充実に関する事項
- (4) 予算要求に関する事項
- (5) 予算執行に関する事項
- (6) その他予算に関する事項

第5章 入試委員会

(担当，審議事項)

第23条 入試委員会は，本研究科の入学試験，選考等が適切かつ円滑に行われるために，次の事項を担当し，審議する。

- (1) 入学試験の科目及び配点，採点法に関する事項
- (2) 入学試験の合否判定及び選抜の方法に関する事項
- (3) 入学試験の期日及び日程に関する事項
- (4) 入学試験の試験場に関する事項
- (5) 学生募集要項に関する事項
- (6) 入学試験の出題採点者の選考に関する事項
- (7) 入学試験の予算に関する事項
- (8) 聴講生，委託生，留学生の選考に関する事項
- (9) その他入学試験及び聴講生，委託生，留学生に関する事項

第6章 学生委員会

(担当, 審議事項)

第24条 学生委員会は、本研究科の学生（聴講生、委託生、留学生を含む。）の生活と修学が適切かつ円滑に行われるために、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 奨学金、授業料減免に関する事項
- (2) ギャラリー、小ギャラリー及び大学会館の使用に関する事項
- (3) 学内のゴミ問題の対策に関する事項
- (4) その他学生生活に関する事項

第7章 広報委員会

(担当, 審議事項)

第25条 広報委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 図書及び資料に関する事項
- (2) 展覧会の企画、運営及び資料の展示に関する事項
- (3) 京都市立芸術大学作品展の図録の企画、編集に関する事項
- (4) 研究紀要の企画、編集に関する事項
- (5) ギャラリー@KCUA の企画提案に関する事項

第8章 国際交流委員会

(担当, 審議事項)

第26条 国際交流委員会は、国際交流の充実を図るために、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 教育・学術・文化の国際交流に関する事項
- (2) 学生の国際交流に関する事項
- (3) その他国際交流に関する事項

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。